

石巻市国民保護計画別冊

避難誘導要領のパターン

(避難誘導マニュアル)

石巻市

目 次

避難実施要領（避難マニュアル）	1
1 計画の位置づけ	1
2 対象とする事態	1
3 実際の避難計画に定めるべき事項	1
4 避難誘導要領の構成（基準）	2
避難実施要領のパターン（避難マニュアル）	3
I 避難のパターン	3
パターンⅠ	4
パターンⅡ	5
パターンⅢ	6
パターンⅣ	6
II 避難実施要領の作成に当たり参考とすべき事項等	7
1 弾道ミサイル攻撃の場合	7
2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	8
3 着上陸侵攻の場合	9
4 屋内退避の指示について	9
III 避難要領の例	10
1 生活関連施設等に対するゲリラ等による破壊活動	10
原子力発電所に対する攻撃の場合(その1)	10
原子力発電所に対する攻撃の場合(その2)	19
2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃	25
市街地における突発的な攻撃の場合	25
市街地における化学剤を用いた攻撃の場合	28
石油等危険物備蓄施設に対する破壊攻撃の場合	35
3 弾道ミサイル攻撃の場合	39
4 着上陸侵攻の場合	42

避難実施要領（避難マニュアル）

1 計画の位置づけ

本要領は、国民保護法、関係法令並びに県の国民保護計画を踏まえ、市民の協力を得つつ関係機関との連携のもと、武力攻撃等の事態に円滑な市民の避難を実施するため、あらかじめ事態の発生形態を想定して定める、基本的な市民の避難要領である。

このため、実際に武力攻撃等が生じた場合の状況は、その規模や方法、発生場所、発生時期等想定外の事態となることが予想され、市民の避難要領の策定に当たっては、実際の状況を見極めつつ、関係機関等と密接に連携して、本要領を参考に立案することとなる。

2 対象とする事態

本要領に定める避難要領は、国の基本指針及び県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象として定めるものとする。

3 実際の避難計画に定めるべき事項

実際の避難計画に定めて示すべき事項は下記のとおりであるが、緊急の場合等時間的余裕のない場合には、事態の状況に即して法定事項を簡潔に箇条書きするなどして対応する。

(1) 計画に含むべき基本的事項（法定事項）

- ア 避難の経路、手段その他避難の方法に関する事項
- イ 避難住民の誘導方法、誘導に係わる関係職員の配置、その他誘導に関する事項
- ウ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 県国民保護計画に示された事項

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難手段及び経路
- キ 市職員、消防団員等の配置
- ク 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中における食料等の支援
- サ 避難住民の携行品、服装
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の連絡先等

4 避難誘導要領の構成（基準）

以下の項目に沿って避難実施要領を計画することを基準とするが、事態等の状況等に迅速、的確に対応するため又は実施事項の軽重に合わせて、必要事項を的確に記載する等柔軟に対応するものとする。

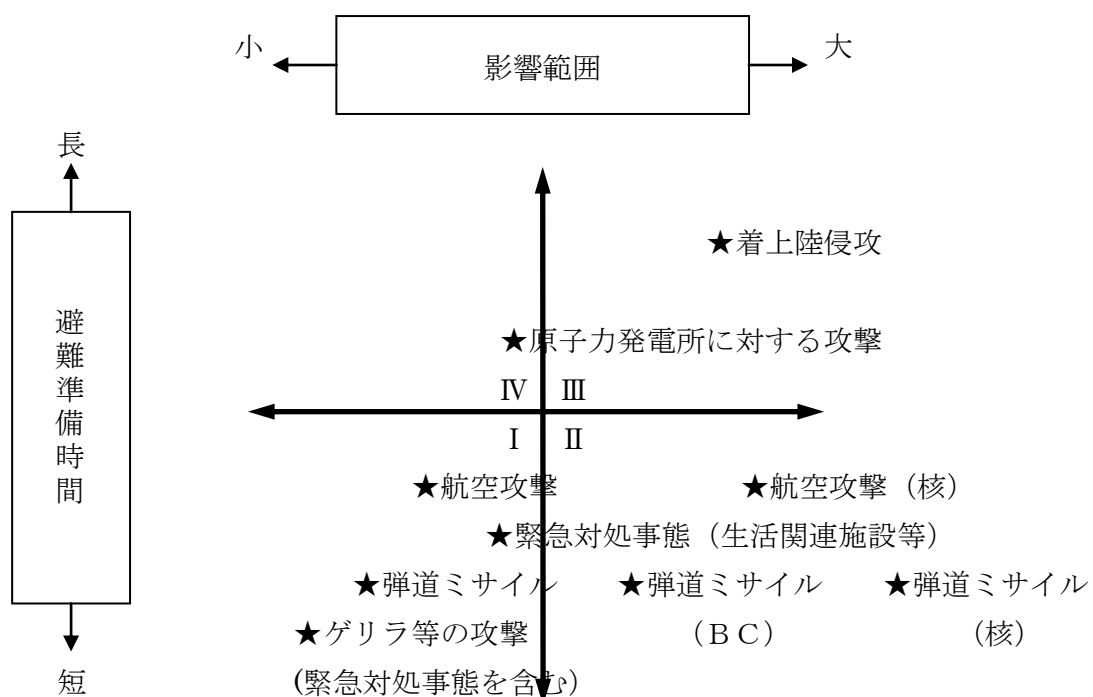
- (1) 市民に対する事態の状況通知
 - ア 事態の状況
 - イ 避難指示の伝達
 - ウ 対応機関による対応状況
- (2) 避難誘導の全般的方針
 - ア 関係機関との指揮調整関係を踏まえた避難に係わる方針
 - イ 避難地域の指定
 - ウ 避難にかかる輸送方針
- (3) 担当機関等の任務又は依頼する業務
- (4) 市の体制
 - ア 本部設置
 - イ 職員の派遣・配置
- (5) 避難・誘導の方法
 - ア 要避難地域、避難者数の指定
 - イ 避難先の指定、一時的集合場所
 - ウ 避難方法、徒歩、バス等輸送手段の指定
 - エ 私有車両の使用制限
 - オ 避難・輸送経路
 - カ 誘導要領
 - キ 要援護者等に対する留意事項等
 - ク 避難誘導連絡所の設置及び連携
 - ケ 市民への伝達要領
 - コ 関係職員等の安全
 - サ 要避難地域の残留者確認
- (6) 現地調整所の設置及び連絡調整
- (7) 避難先における処置
- (8) その他避難誘導の実施に関する事項

避難実施要領のパターン（避難マニュアル）

I 避難のパターン

事態の類型、攻撃の影響範囲及び準備時間の有無による避難のパターンは、次の図のように概括的な分類が可能である。

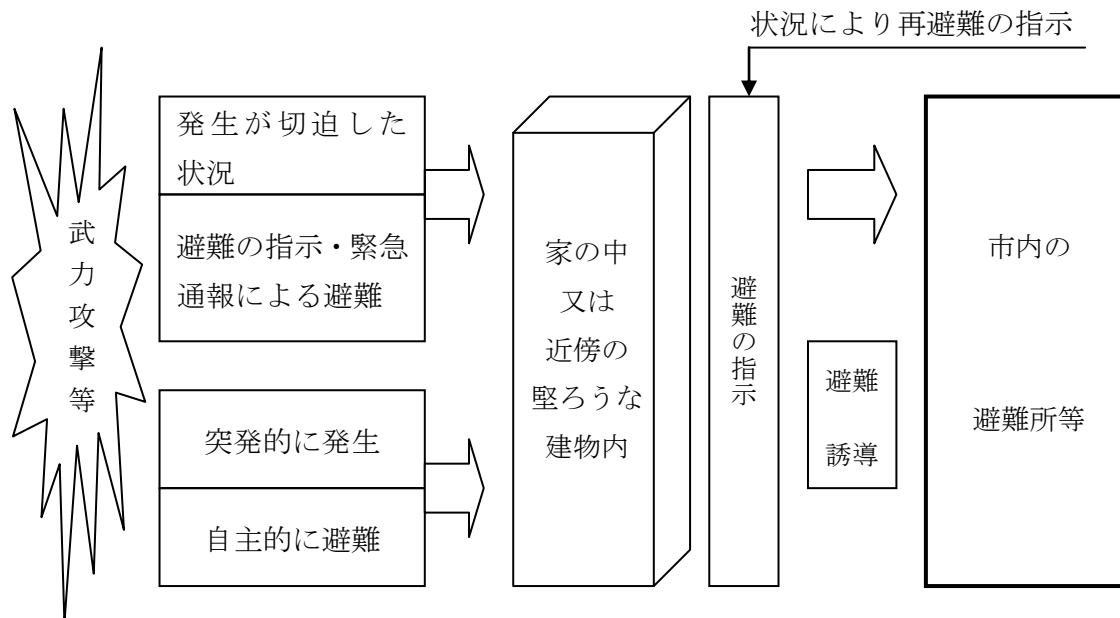
- I 象現**：直ちに家の中や近傍の堅牢な建物等に避難
II 象現：直ちに近傍の堅牢な建物等に避難し、影響の低減を待つて広域的に避難
III 象現：計画的に広域的に避難
IV 象現：計画的に市内等の避難所へ避難



<事態類型と避難上の留意点>

パターン I

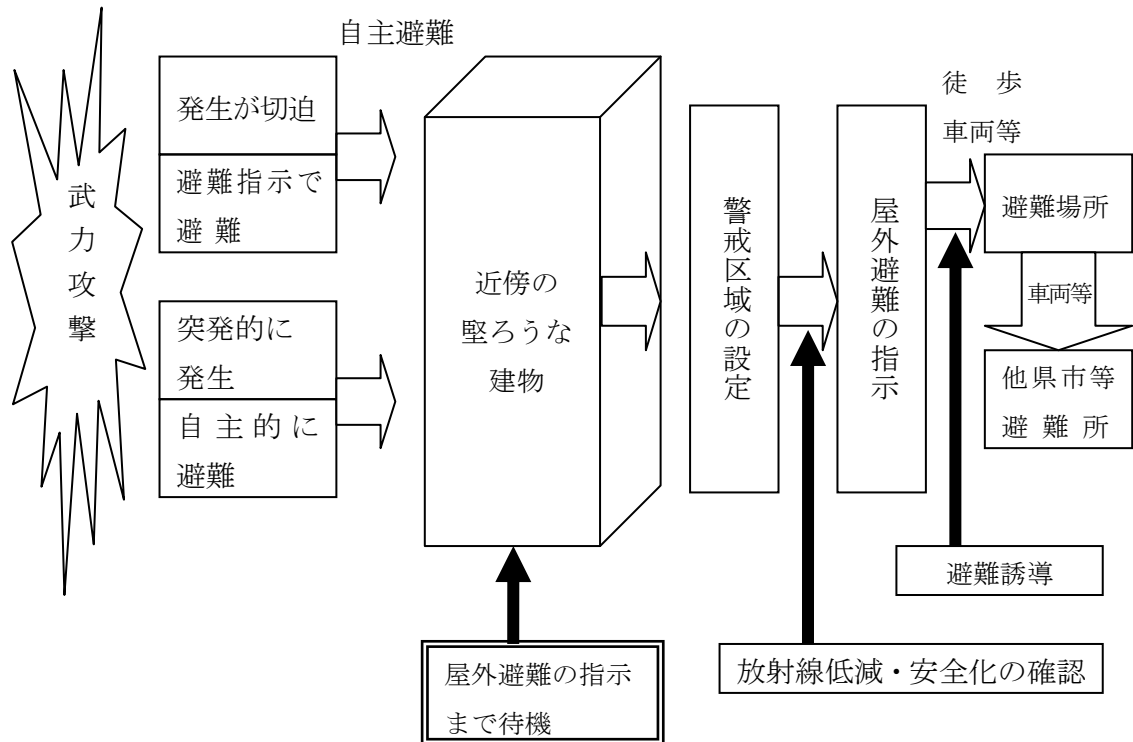
突発的かつ局地的な事態



- 1 ゲリラ・特殊工作部隊等による攻撃
 - (1) 攻撃当初は、屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な場所に避難させる。
 - (2) 状況により、緊急通報の発令、対比の指示、警戒区域の設定等時宜に適した処置が必要。
- 2 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）
 - (1) 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等により被害の極限を図る。
 - (2) 当初は、できるだけ近傍のコンクリート等堅ろうな施設内へ避難を指示
 - (3) 着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じ必要な措置を講じつつ他の安全な地域へ避難
- 3 航空攻撃
弾道ミサイル攻撃に同じ
- 4 大規模集客施設（映画館、劇場、大規模商業施設等）
一義的に施設外へ避難誘導する。以降、規模に応じて避難所等を開設する。
- 5 交通機関等を使用した攻撃
市中心部における突発的な攻撃の事態又は大規模集客施設に対する攻撃に同じ。

パターンⅡ

突発的かつ広範囲な事態



1 弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

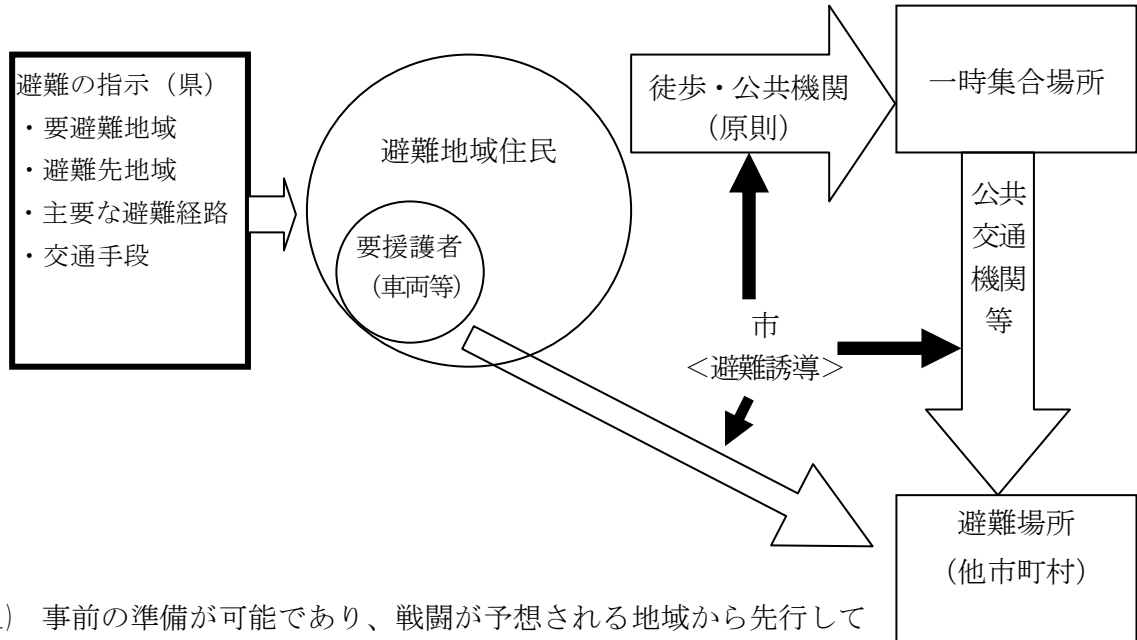
- (1) 攻撃当初は、爆心地から直ちに離れ、近くの堅ろうな建物・地下施設に避難
- (2) 一定時間後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難
- (3) 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの、放射線降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難を指示

2 航空攻撃（核爆弾）

弾道ミサイルに同じ

パターンⅢ

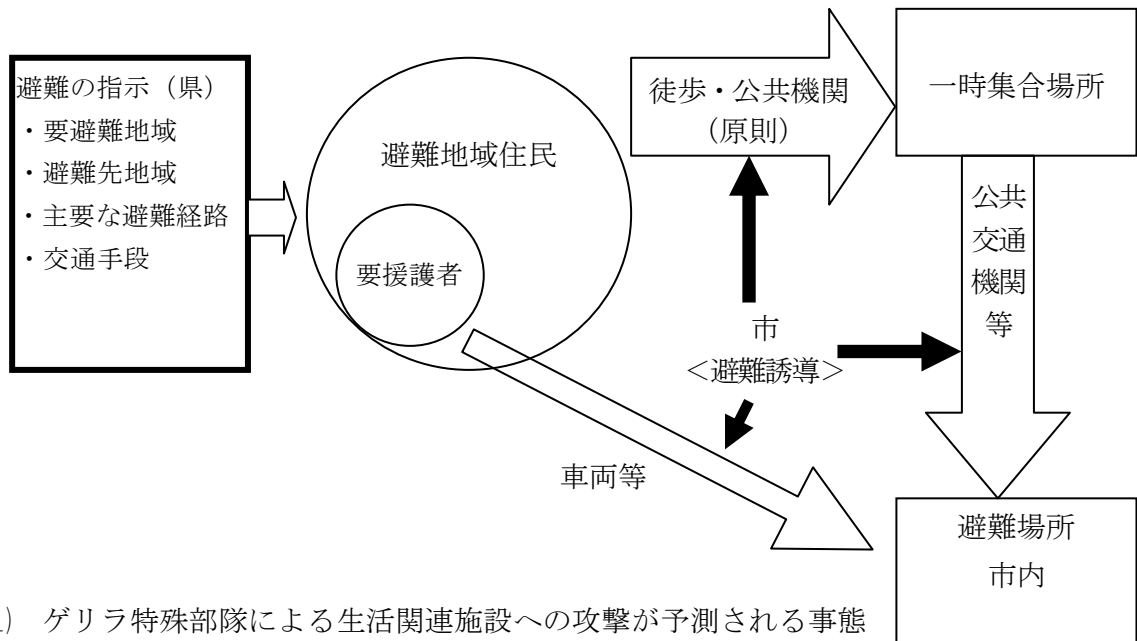
時間的余裕がありかつ広範囲な事態：着上陸侵攻



- (1) 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して広域的に避難させる。

パターンⅣ

比較的時間的余裕がありかつ局地的な事態



- (1) ゲリラ特殊部隊による生活関連施設への攻撃が予測される事態
- (2) 警察、自衛対等により安全を確保した上で避難

Ⅱ 避難実施要領の作成に当たり参考とすべき事項等

1 弾道ミサイル攻撃の場合

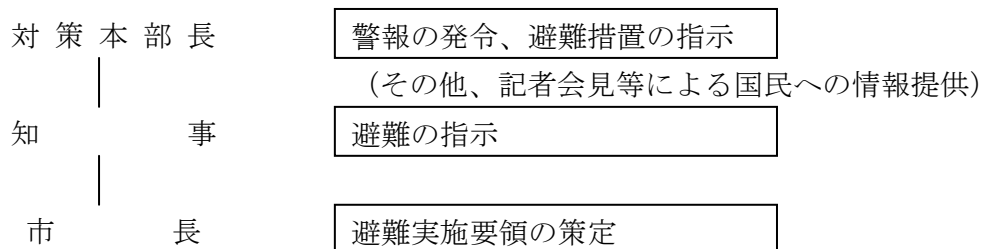
(1) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

(2) 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、すべての市（町村）に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- (1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- (2) その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- (3) 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

3 着上陸侵攻の場合

- (1) 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

- (2) 一方、離島及び住民の孤立が懸念される牡鹿半島等における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

離島（牡鹿半島を含む。）等における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本である。（「離島の住民の避難に係る運送業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成17年12月19日付け閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事案法制企画担当通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知参照）

市では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、輸送の拠点となる港湾へ輸送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

4 屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- (1) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- (2) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

Ⅲ 避難要領の例

1 生活関連施設等に対するゲリラ等による破壊活動

原子力発電所に対する攻撃の場合(その1)

避難実施要領

(原子力災害の発生可能性が高いと判断されるが、比較的避難の時間的余裕がある場合)

石巻市長

平成〇年〇月〇日

1 事態の状況

- (1) 政府は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員と見られる勢力による女川原子力発電所に対する攻撃の可能性が高いことを踏まえ、警報を発令し、警察及び自衛隊に対し武装勢力の捜索、制圧を指示するとともに、〇〇地域（原子力発電所から10キロメートルの範囲）を要避難地区とする避難措置の指示を行った。
- (2) 知事は、別添（省略）の避難の指示を行った。
- (3) 関係機関においては次の対応を講じている。
 - ア 武力攻撃原子力災害の発生に備え、オフサイトセンターに関係機関の職員を参集させた。
 - イ 国は原子力発電所の警備を強化するため自衛隊の出動を検討するほか、警察及び海上保安部による警備強化指示を発令した。
 - ウ 原子力事業所は、原子炉の緊急停止措置を迅速に実施できる準備態勢をとった。
 - エ 原子力事業所周辺地域は、県公安委員会及び海上保安部により立ち入り制限区域が設定された。
- (4) これに伴い石巻市長は国民保護対策本部を設置するとともに女川町と協力しつつ〇〇地域の住民に対し、警戒及び避難の実施について指示した。

2 避難誘導の全般的方針

- (1) 石巻市〇〇地区住民約1300名、△地区□地区住民約2000名及び▲地区住民約500名を本日15時以降、各地区の公民館等を一時集合場所として集合させた後、〇〇地区の住民及び△地区□地区住民は県保有車両及び民間バスにより市内及びU町避難所へ、▲地区住民は、車両による運送の困難性等を考慮し、当初、屋内避難とする。
- (2) 一時避難場所への集合は原則として各住民の徒歩によるものとし、私有車両の使用は、要介護者及びその付き添いのみに限定する。

- (3) 避難誘導の方法については、現場における警察、自衛隊、海上保安部等からの情報により適宜修正するものとする。
- (4) 原子力発電所が被災し、原子力災害のおそれが大となった場合には、自衛隊輸送ヘリコプターによる運送を要請する。この場合、航空自衛隊基地を經由後M市内の避難所へ避難させる。また、U町へ避難した住民の再避難を考慮する。
- (5) 要避難地域住民の車両による指定避難所等への自主避難は、○日△時まで認めることとし、警察及び自衛隊の協力を得て厳格な交通規制下で実施する。

3 関係機関等の任務又は依頼する業務

(1) 石巻市

- ア 警報、避難の指示等の住民に対する伝達
- イ 避難実施要領の作成、伝達及び避難誘導の実施
- ウ 避難所の設置に係わるM市との調整
- エ 国、県の対策本部、消防機関等及び公共機関等との避難及び輸送の実施に係わる連絡調整
- オ 避難連絡所及び救護所の設置
- カ 現地調整所の設置
- キ その他避難の実施に係わる事項

(2) 消防本部・消防機関

- ア 武力攻撃災害の防除、救護等
- イ 避難実施要領の伝達及び避難住民の誘導の実施
- ウ その他避難実施に係わる対策本部長の依頼する事項

(3) 警察署に依頼する業務

- ア 警報、避難の指示等の伝達に関する支援
- イ 避難住民の誘導に関する支援

(4) 自衛隊、海上保安部等に依頼する業務

- ア 状況に応じた避難住民の輸送、警戒等避難誘導の支援に関する事項
- イ その他避難の実施に係わる対策本部長の依頼する事項

(5) 指定公共機関等に依頼する業務

- ア 避難指示及び避難実施要領の住民に対する伝達に関する協力
- イ 避難住民の輸送、救護等支援に関する協力
- ウ その他避難の実施に係わる対策本部長の依頼する協力

4 避難誘導要領

(1) 市の体制

ア 国の要請を受けて市長を本部長とする国民保護対策本部を設置し、県、関係市及び関係機関等との連絡体制を確立する。

イ 市職員をオフサイトセンター、各地区一時集合場所、誘導経路上の避難連絡所及び避難先等へ派遣し、避難住民の掌握等避難誘導に係わる業務及び現地における関係機関等との連絡調整に当たらせる。

ウ 避難経路各所に連絡員として市職員及び救護班員を派遣し、避難誘導に係わる連絡及び問い合わせへの対応等を実施させる。

また、関係機関の協力を得て、保有する車両や案内板を配備して避難住民の誘導に資するとともに、不安感等の発生を防止する。

エ 連絡所及び避難・誘導等車両の配置

連絡所 : 県道○号線Y地点、市道△号線X地点

誘導、広報車両 : 連絡所前後約1～2キロメートル地点（市車両及び消防本部車両）とし、それぞれ現地における調整により配置する。

オ 要避難地区の避難中及び避難後の警戒を警察及び自衛隊等に依頼する。

カ 現地調整所を設置し、関係機関等との調整、情報の共有体制を構築する。

現地調整所の設置基準及び避難住民の輸送連絡系統は別紙第1のとおり。

(2) 避難地域、避難先及び輸送手段の指定

別紙第2のとおり。

(3) 避難住民の運送要領

ア 一時集合場所への集合

(ア) 一時集合場所への住民の集合は、健常者は徒歩によるものとし、私有車両は使用しないよう周知する。

(イ) 消防本部及び消防団は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

(ウ) 自力避難困難者の避難は要援護者支援班を設置して避難の支援に当たる。この際、□□老人施設入居者○名は、施設管理者が対応するものとし、必要に応じて市職員による避難支援を実施する。

(エ) 要介護者の避難は付き添い者とともに、私有車両を使用できるものとする。この際、使用車両に「要援護者避難車両」の表示を行うものとする。

イ 集合場所からの輸送要領

(ア) ○日△時輸送開始一時集合場所（A、B、C、D、E）

(イ) 輸送に当たる機関等は指定時刻に輸送を開始できる体制とする。

(ウ) 漁業組合船舶による避難輸送を実施する場合には○日△時以降とし、石巻漁港接岸終了時刻を○日□時とする。

(エ) ○日△時輸送開始石巻漁港

(オ) ○日時刻別時ヘリコプターによるピストン輸送開始一時集合場所 (▲地区F
小学校)

ウ 輸送経路及び経路における交通規制等の調整

経路	県道〇〇号線、市道〇〇号線	警察による交通規制
	海上経路	海上保安庁による交通統制
	航空経路	航空自衛隊松島基地による航空統制

エ 運送に係わる連絡調整要領

現地調整所等の場において、運送に関わる関係機関と現地調整を実施する。

(4) 誘導、警戒

ア 住民の避難に当たり、市職員、消防本部及び消防団による住民の誘導を行う。この際自主防災組織又は自治会等の協力を得るとともに必要に応じ、誘導経路上の主要箇所に連絡所を設け、市職員2名を配置して、警戒に当たる警察等及び対策本部との連携並びに住民からの問い合わせ対応を実施する。

また、各連絡所へ救護班を派遣し、負傷者等の救護を実施する。

イ 残留者の確認

消防本部及び消防団は、一時集合場所からの避難住民の運送開始時刻までに、要避難地区における残留者を確認し、残留者があった場合速やかに一時集合場所への移動について協力を要請する。

ウ 交通規制

半島内の道路は、○日△時～□時の間、一方通行による交通規制を実施する。

(ア) 南方向への通行道路県道〇号線

(イ) 北方向への通行道路市道△号線及び市道×号線

(5) 避難実施要領の市民への伝達要領

ア 防災行政無線、市広報車、消防車両等による広報を実施するほか、あらゆる手段を用いて避難地域住民への避難要領について伝達・周知する。

イ 地区自治会長、自主防災組織の長、当該区域消防団長、警察署長等へ住民への伝達を依頼 (FAX) する。

ウ 災害時要援護者等の事前登録者に対し、市担当職員を通じて避難実施要領を伝達するとともに、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領を通知 (FAX) し、該当者に対する迅速・確実な伝達の徹底を図る。

エ 外国人に対しては、国際交流協会等の支援を得て、外国語堪能者を避難の伝達、連絡等の窓口として配置する。

(6) 避難誘導の終了

避難誘導の終了時期は、〇〇時を予定する。

(7) 避難誘導に係わる留意事項等

ア 誘導を実施する職員等

- (ア) 消防団員を明示する服装、市防災服又は腕章を着用し、立場を明確にするとともに、住民の理解を得るように努める。
- (イ) 沈着冷静に行動するとともに、明確に情報を提供する等、避難住民の不安を払拭して、規律を保った行動を呼びかけ、パニック等不測の事態を招かないように留意する。
- (ウ) 服装、携行品等から不審者と判断する場合には、対策本部、消防吏員、警察官、海上保安官に通報する。

イ 避難住民

避難住民に対しては、避難の実施に際して次の事項を説明し、理解を得るように努める。

- (ア) 携行品は金銭、貴重品、身分証明証のほか必要最小限の非常持ち出し品とし、円滑な行動に支障をきたさないようにする。
- (イ) 留守宅の戸締り、火気等の防災対策を確認する。
- (ウ) 誘導に当たる者の指示に従い、円滑な避難が実施されるよう努める。
- (エ) 隣家、高齢者宅等と積極的に協力し、相互扶助に努める。

(8) 避難誘導に係わる安全の確保

ア 誘導に係わる市職員、消防団員等及び避難地域各所に配置する市職員等に対しては二次災害が発生しないよう、関係機関等から収集する最新の情報を提供する。

イ 特に、事態の沈静化していない地域は、警察や自衛隊等の機関に誘導又は援護の措置を要請する等により、住民の安全を確保して実施する。

ウ 誘導を実施する消防団員及び市職員等は、身分を明確に識別できるよう、必ず消防服装又は防災服装を着用することとする。

エ ヘリコプターへの避難住民の搭乗時における誘導は、自衛官の指示によるものとし、派遣する市職員は自衛隊と緊密に調整を実施し、住民の安全を確保する。

5 各部の役割

(1) 職員派遣計画のほか、市国民保護計画に示された市国民保護対策本部の組織及び機能、対策部・支部の分掌事務による。

(2) 職員派遣基準

別紙第3のとおり。

6 避難先における支援処置

(1) 避難所の設置・運営

各避難先へ所要数の市職員を派遣して、M市及びM市の避難所運営者との調整及び避難住民の把握及び支援に係わる事項を実施させるほか、市防災計画に示す避難所の設置・運営計画を準用する。

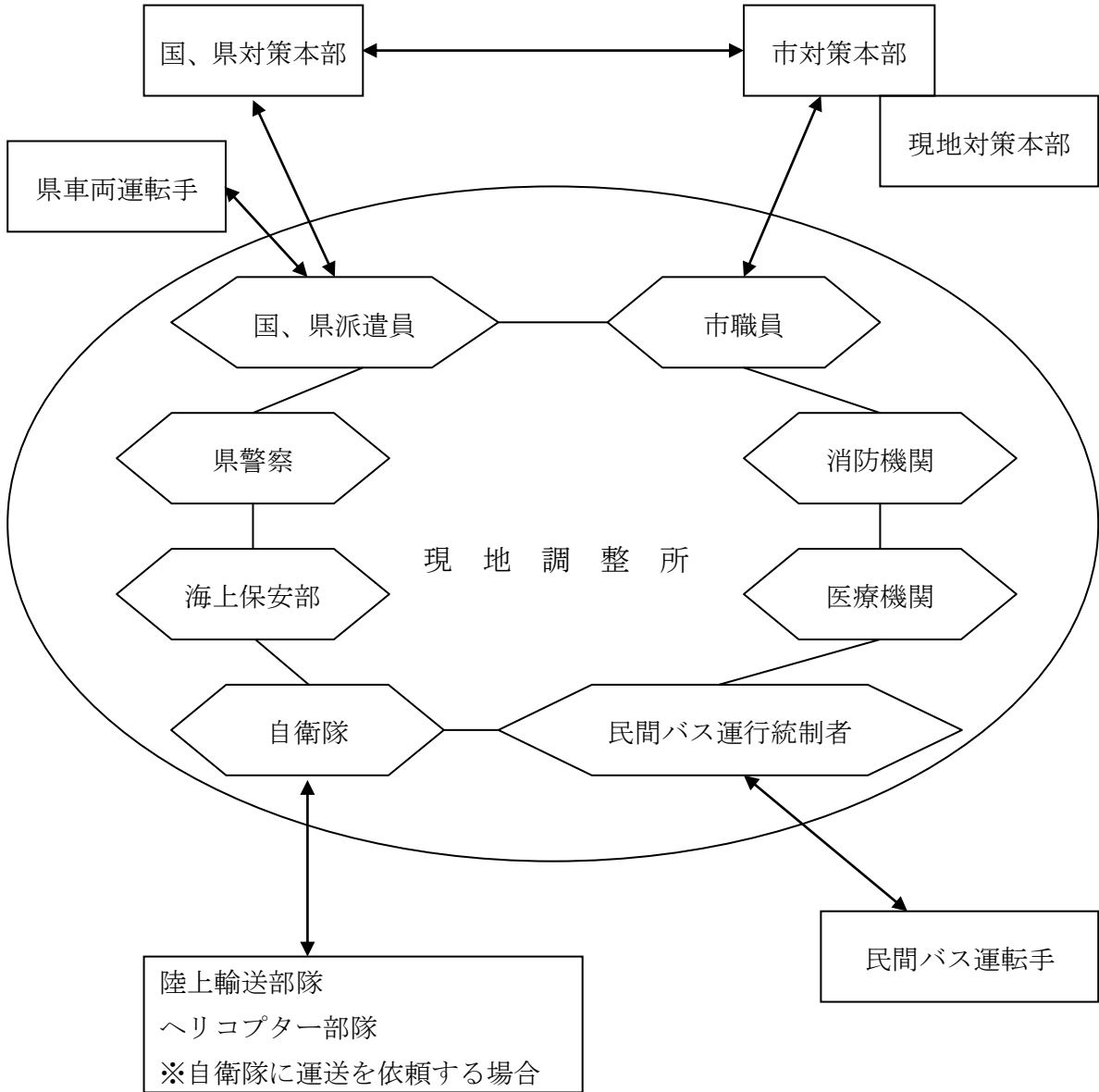
(2) 避難住民に対する支援

食料及び飲料水等当面の生活に関する支援を実施するとともに、状況に応じ県対策本部と調整のうえ、事後の支援処置について検討する。

7 その他

- (1) 事態の変化に伴い、原子力災害が緊急に生起することが予想される場合には、住民に対しコンクリート建屋内への避難を指示する。
- (2) 放射線の放出等が発生する場合に備え、国の原子力災害処置体制への移行を要請するとともに専門的装備を保有する機関による住民の避難について、早急な検討を実施する。

現地調整所の設置基準及び避難住民の輸送連絡系統



避難地域、避難先及び輸送手段の指定

避難地域			一時集合場所	避難先	輸送手段	輸送順位
〇〇地域	A地区	400名	A小学校	①小学校	民間バス8台	5
	B地区	150名	B公民館	②小学校	民間バス3台	4
	C地区	750名	C小学校	③中学校	民間バス15台	1
△地域	D地区	1500名	D小学校	④U町福祉センター他U町内避難所	県保有バス15台	3
□地域	E地区	500名	E小学校		※1 県保有車両10台	2
▲地域		500名	F小学校	当初屋内避難状況による再避難時M市小学校	※2 自衛隊による運送を依頼	

※1 ゲリラ等の出没の可能性が高いと判断される場合については、警察又は自衛隊等の車両支援及び警護等を要請する。

※2 ▲地域は、多数の車両による運送が困難かつゲリラ等による運送経路における攻撃の可能性が極めて高いと判断され、自衛隊の輸送ヘリコプター等の出動を要請する場合。

職員派遣基準

担当部	派遣職員数	派遣先	業務内容
総務部	2名	オフサイトセンター	関係機関との調整
	2名	現地調整所	現地調整所の設置及び関係機関等との現地調整に関する事項
福祉部	2名	□□老人施設	施設管理者及び社会福祉協議会等との施設老人避難に係わる連携
	各2名 (計8名)	①、②、③各避難所 M市避難所	避難所の運営 (M市は避難所運営支援調整)
健康部	各4名 (計8名)	2個救護所	負傷者等への救護
△△総合支所	各2名 (計6名)	一時集合場所 A、B、C小学校等	避難住民の掌握・輸送誘導
	各2名 (計4名)	D、E小学校	
	各2名 (計10名)	U町福祉センター 他各避難所	避難住民掌握・支援
〇〇支所	4名	2個連絡所	誘導に係わる連絡調整
	2名	〇〇地区誘導経路	集合場所への経路上における避難住民の誘導
消防団	所要人数	各地区誘導経路	集合場所への経路上における避難住民の誘導
企画部、 生活環境部、 産業部、 建設部、 教育部	各部8名 (計20名)	福祉部 避難所運営支援要 員	避難住民支援等避難所運営の支援

原子力発電所に対する攻撃の場合(その2)

避難実施要領

(原子力災害の発生可能性はあるが、武装勢力の上陸地点から、当初、原子力発電所周辺5キロメートル以内の住民を迅速に避難させる必要があると判断する場合)

石巻市長

平成〇年〇月〇日

1 事態の状況

- (1) 政府は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員と見られる勢力による女川原子力発電所に対する攻撃の可能性が高いことを踏まえ、警報を発令し、警察及び自衛隊に対し武装勢力の捜索、制圧を指示するとともに、〇〇地域（原子力発電所から5kmの範囲）を要避難地区とする避難措置の指示を行った。
- (2) 知事は、別添（省略）の避難の指示を行った。
- (3) 関係機関においては次の対応を講じている。
 - ア 武力攻撃原子力災害の発生に備え、オフサイトセンターに関係機関の職員を参集した。
 - イ 国は原子力発電所の警備を強化するため自衛隊の出動を検討するほか、警察及び海上保安部による警備強化指示を発令した。
 - ウ 原子力事業所は、原子炉の緊急停止措置を迅速に実施できる準備態勢をとった。
 - エ 原子力事業所周辺地域の5キロメートルは、県公安委員会及び海上保安部により立ち入り制限区域に設定され関係者以外の立入が禁止された。
- (4) これに伴い石巻市長は国民保護対策本部を設置するとともに女川町と協力しつつ〇〇地域の住民に対し、警戒及び避難の実施について指示した。

2 避難誘導の全般的方針

- (1) 石巻市〇〇地区住民約250名、△地区住民約500名及び□地区住民約500名を本日15時以降、各地区の公民館等を一時集合場所として集合させた後、民間バス、県保有車両及び状況により関係機関等の協力を得て、市内の避難所へ運送する。
- (2) 一時避難場所への集合は原則として各住民の徒歩によるものとし、私有車両の使用は、要介護者及びその付き添いのみに限定する。
- (3) 避難誘導の方法については、現場における警察、自衛隊、海上保安部等からの情報により適宜修正するものとする。
- (4) 要避難地域住民の車両による指定避難所等への自主避難は、〇日△時～□時までの間、認めることとし、警察及び自衛隊の協力を得て厳格な交通規制下で実施する。

3 関係機関等の任務又は依頼する業務

(1) 石巻市

- ア 避難実施要領の作成、伝達及び避難誘導の実施
- イ 国、県の対策本部、消防機関等及び公共機関等との避難及び輸送の実施に係わる連絡調整
- ウ 避難連絡所、救護所の設置
- エ 現地調整所の設置その他避難の実施に係わる事項

(2) 消防本部・消防団

- ア 武力攻撃災害の防除、救護等
- イ 避難実施要領の伝達及び避難住民の誘導の実施
- ウ その他避難実施に係わる対策本部長の依頼する事項

(3) 警察署に依頼する業務

- ア 警報、避難の指示等の伝達に関する支援
- イ 避難住民の誘導に関する支援

(4) 自衛隊、海上保安部等に依頼する業務

- ア 状況に応じた避難住民の運送の実施及び警戒等避難誘導の支援に関する事項
- イ その他避難の実施に係わる対策本部長の依頼する事項

(5) 指定公共機関等に依頼する業務

- ア 避難指示及び避難実施要領の住民に対する伝達に関する協力
- イ 避難住民の輸送、救護等支援に関する協力
- ウ その他避難の実施に係わる対策本部長の依頼する協力

4 避難誘導要領

(1) 市の体制

- ア 市長を本部長とする国民保護対策本部を設置し、県、関係市及び関係機関等との連絡体制を確立する。
- イ 市職員をオフサイトセンター、各地区一時集合場所、誘導経路及び避難先等へ派遣し、避難住民の掌握等避難誘導に係わる業務及び現地における関係機関等との連絡調整に当たらせる。
- ウ 避難経路各所に連絡員として市職員及び救護班員を派遣し、避難誘導に係わる連絡及び問い合わせへの対応等を実施させる。
また、関係機関の協力を得て、保有する車両や案内板を配備して避難住民の誘導に資するとともに、不安感等の発生を防止する。
- エ 連絡所及び避難・誘導等車両の配置

連絡所：県道○号線Y地点、市道△号線X地点

誘導、広報車両：連絡所前後約1～2キロメートル地点（市車両及び消防本部車両）とし、それぞれ現地における調整により配置する。

オ 要避難地区の避難中及び避難後の警戒を警察及び自衛隊等に依頼する。

カ 現地調整所を設置し、関係機関等との調整、情報の共有体制を構築する。

現地調整所の設置基準は別紙第1（省略）のとおり。

(2) 要避難地域、避難先及び輸送手段の指定

避難地区 住民数	集合場所	避難先	輸送手段	優先順位
○地区約250名	A小学校	X小学校	民間バス5台	2
△地区約500名	B小学校	Y小学校	県有バス5台 民間バス5台	1
□地区約500名	C小学校	Z小学校	県保有バス等10台、 又は自衛隊に依頼	※1

※1 自衛隊の輸送ヘリコプター等による運送は、陸路による運送が困難な場合かつ事態の状況により指定避難場所への避難が必要な場合に要請する。

(3) 避難住民の運送要領

ア 一時集合場所への集合

(ア) 一時集合場所への住民の集合は、健常者は徒歩によるものとし、私有車両は使用しないよう周知する。

(イ) 消防本部及び消防団は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

(ウ) 自力避難困難者の避難は市職員による要援護者支援班を設置して、避難の支援に当たる。

(エ) 要介護者の避難は付き添い者とともに、私有車両を使用できるものとする。
この際、使用車両に「要援護者避難車両」の表示を行うものとする。

イ 集合場所からの運送要領

(ア) 運送開始時刻○日15時

(イ) 運送経路

A A小学校→県道○号線→X小学校

B B小学校→県道イ号線→県道○号線→Y小学校

C C小学校→市道ロ号線→県道○号線→Z小学校

→（輸送ヘリ等の場合）→Z小学校

(4) 誘導、警戒

ア 住民の避難に当たり、消防本部及び消防団による住民の誘導を行う。この際自主

防災組織又は自治会等の協力を得るとともに必要に応じ、誘導経路上の主要箇所に連絡所を設け、市職員2名を配置して、警戒に当たる警察官等及び対策本部との連携並びに住民からの問い合わせ応対を実施する。

また、各連絡所へ救護班を派遣し、負傷者等の救護を実施する。

イ 残留者の確認

消防本部及び消防団は、一時集合場所からの避難住民の運送開始時刻までに、要避難地区における残留者を確認し、残留者があった場合速やかに一時集合場所への移動について協力を要請する。

ウ D地区からの避難には、ゲリラ等の武装勢力の妨害が考えられることから、特に警察、自衛隊等による厳重な警戒及び移動車両の援護について要請する。

エ 交通規制

半島内の道路は、○日△時～□時の間、一方通行による交通規制を実施する。

(ア) 東及び南方向への通行道路県道○号線

(イ) 西及び北方向への通行道路市道△号線及び市道×号線

(5) 避難実施要領の市民への伝達要領

ア 防災行政無線、市広報車、消防車両及び警察車両等による広報を実施するほか、あらゆる手段を用いて避難地域住民への避難要領について伝達・周知する。

イ 地区自治会長、自主防災組織の長、当該区域消防団長、警察署長等へ住民への伝達を依頼（FAX）する。

ウ 災害時要援護者等の事前登録者に対し、市担当職員を通じて避難実施要領を伝達するとともに、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領を通知（FAX）し、該当者に対する迅速・確実な伝達の徹底を図る。

エ 外国人に対しては、国際交流協会等の支援を得て、外国語堪能者を避難の伝達、連絡等の窓口として配置する。

(6) 避難誘導の終了

避難誘導の終了時期は、〇〇時を予定する。

(7) 避難誘導に係わる留意事項等

ア 誘導を実施する職員等

(ア) 消防団員を明示する服装、防災服又は腕章を着用し、立場を明確にするとともに、住民の理解を得るように努める。

(イ) 沈着冷静に行動するとともに、明確に情報を提供する等、避難住民の不安を払拭して、規律を保った行動を呼びかけ、パニック等不測の事態を招かないように留意する。

(ウ) 服装、携行品等から不審者と判断する場合には、対策本部、消防吏員、警察

官、海上保安官に通報する。

イ 避難住民

避難住民に対しては、避難の実施に際して次の事項を説明し、理解を得るように努める。

(ア) 携行品は金銭、貴重品、身分証明証のほか必要最小限の非常持ち出し品とし、円滑な行動に支障をきたさないようにする。

(イ) 留守宅の戸締り、火気等の防災対策を確認する。

(ウ) 誘導に当たるものの指示に従い、円滑な避難が実施されるよう努める。

(エ) 隣家、高齢者宅等と積極的に協力し、相互扶助に努める。

(8) 避難誘導に関わる安全の確保

ア 誘導に関わる消防団員等は、警戒に当たる警察官及び自衛官等と密接に連携し、武装工作人員に関する最新情報の取得に努めて、住民の安全な誘導を実施する。

イ 事態が錯綜する状況下、武力衝突が発生した場合には、速やかに近隣の住宅内に避難する等、状況の変化に柔軟に対応するとともに警察官等との連携を重視して住民の安全を図るものとする。

5 各部の役割

(1) 職員派遣計画

別紙のとおり。

(2) 各部の役割

省略

6 避難先における支援措置

省略

7 その他

省略

職員派遣基準

担当部	派遣職員数	派遣先	業務内容
総務部	2名	オフサイトセンター	関係機関との調整
	1名	現地調整所	現地調整所の設置及び関係機関等との現地調整に関する事項
福祉部	各2名 (計6名)	避難各地区□□	避難時要援護者の避難に係わる連携
	各2名 (計6名)	X、Y、Z各避難所	避難所の運営
健康部	各1名 (計2名)	2個救護所	負傷者等への救護
△△総合支所	各2名 (計6名)	一時集合場所 A、B、C小学校等	避難住民の掌握・輸送誘導 避難住民掌握・支援
〇〇支所	4名	2個連絡所	誘導に係わる連絡調整
	2名	〇〇地区誘導経路	集合場所への経路上における避難住民の誘導支援
消防団	所要人数	各地区誘導経路	集合場所への経路上における避難住民の誘導
企画部、 生活環境部、 産業部、 建設部、 教育部	各部4名 (計20名)	福祉部 避難所運営支援要員	避難住民支援等避難所運営の支援

2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃

市街地における突発的な攻撃の場合

避難実施要領（例）

石巻市長

平成〇年〇月〇日

1 事態の状況

- (1) 〇〇日〇時〇分に〇〇地区で発生した武装工作員による攻撃は、警察による鎮圧行動にもかかわらず、引き続き〇〇地域で戦闘が継続している状況にある。（〇時〇分現在）
- (2) 市長は、〇〇地域及び同地域を含む周辺 1 キロメートル以内の地域に警報を発令し、住民に避難を指示するとともに、警察と調整の上、同地域を警戒区域に指定した。
- (3) 市長は、市緊急事態対策本部を設置して、県及び関係機関との連系体制の確保及び国民保護法に基づく措置の実施について要請した。

2 避難誘導の基本方針

- (1) 武装工作員の行動及び戦闘状況の推移について正確な情報が得られるまで、事態発生中の X 地区の住民は屋内へ、同地区から周辺 500 メートルの住民は隣接地区の避難所へ避難させる。
- (2) 当該地域における状況が一時的に収束した場合は、X 地区の住民を区域外へ避難させる。
- (3) NBC 攻撃が予測される場合は、〇〇地域の住民は屋内において、外気を遮断する措置を講じるようさらに指示するとともに専門装備を有する機関等に対処及び避難の誘導を依頼する。

3 市の体制

- (1) 市長を本部長とする、緊急事態対策本部を設置し、関係機関との協力体制の強化を図るとともに、状況に応じて県を通じ、国の指定を要請する。
- (2) 市の職員各 2 名を避難所へ派遣し、避難所の開設に伴う住民支援等を実施させる。
- (3) 避難経路上の連絡所へ職員 2 名及び救護班員を派遣し、連絡調整及び負傷者等救護の対応を実施させる。
- (4) 避難経路上各所に広報用車両を配置し、避難誘導に係わる支援及び負傷者の搬送に備える。

4 担当機関等の任務又は依頼する事項等

省略

5 避難場所へ避難する場合の避難、誘導の方法（状況の推移とともに逐次修正する）

○時現在

- (1) A. B. C. D地区の住民は、○道路及び△道路を主避難経路として、徒歩により E. F. G及びH地区避難所へ避難させる。自力歩行困難者及びその付き添いは車両を使用しての避難を認める。
- (2) A. B. C. D地区及び○、△道路における避難の誘導及び警戒は消防並びに警察の協力により実施する。この際町内会、自主防災組織等の協力を得て冷静な行動を呼びかける。
- (3) X地区住民及びX病院入院患者については、事態が沈静化するまで当面の間、屋内避難とし、周辺警備の強化、状況に応じた避難について警察等の協力により実施する。
- (4) A. B. C. D各地点に連絡所及び救護所を設置し、職員を派遣して連絡・誘導調整及び問い合わせ対応並びに救護等を実施させる。
- (5) 避難経路上に市広報車等及び警察車両等を配置して誘導を支援させるとともに負傷者等の救護所又は病院への搬送に備える。

6 死傷者への対応

- (1) 住民に死傷者が発生した場合は、○○地点の救護所又は○○病院へ誘導又は搬送する。
- (2) NBC攻撃による死傷の場合には、防護用装備を有する専門機関に汚染地域からの誘導又は搬送を依頼する。

7 市民への警報の伝達

当該地域全域にサイレンによる警報音を発するとともに、市全域に対し事態の状況及び警戒区域の設定状況について伝達する。この際消防、警察による広報のほか、自治会、自主防災組織の長へ、事態の状況、当該地域への接近の禁止及び当該地域の避難要領等をFAX等により通知し、住民への周知並びに冷静な対応を呼びかける。

8 安全の確保

避難の誘導に当たる消防機関員等には、常に最新の情報を提供することに努め、戦闘状況の推移に応じて適切な処置が取れるようにして、二次災害による被害の拡大を防止する。

9 要避難地域における残留者の確認

- (1) 地区消防団、警察、自主防災会等の連携協力を得て、避難地域の残留者確認を速やかに実施する。
- (2) 各避難所における避難者確認において未確認の住民について市対策本部を通じて、現場において活動する警察等と連携し、残留者の避難を徹底する。

10 避難住民の受入れ及び救援活動等

各避難所において、防災計画災害応急対策に準じた対応をとることとする。

11 避難誘導の終了

別に示す。

市街地における化学剤を用いた攻撃の場合

避難実施要領（例）

石巻市長

平成〇年〇月〇日

1 事態の状況

- (1) 国の対策本部長は、〇〇地区における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される）による攻撃の可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の石巻市〇〇町の地域及びその風下となる〇〇町一丁目、二丁目を要避難地域とする避難措置の指示を発令した。
- (2) 宮城県知事は、同指示に基づき避難の指示（別添省略）を発令した。
- (3) 市長は、同指示に基づき直ちに警報を発令し、要避難地区住民に対し避難の指示を伝達するとともに、対策本部を設置して、関係機関等との連携による避難・誘導及び救護にかかわる体制を確保した。

2 避難誘導の全般的方針

- (1) 市は、緊急事態対策本部を設置するとともに、攻撃に使用されたと推定される化学剤の特性に鑑み、〇〇地区住民約2000名を迅速に避難させる。
- (2) 爆発発生直近周辺地域100メートル以内及び風下の〇丁目の住民約300名については、直ちに屋内へ避難し、外気を遮断する措置をとるよう指示する。
- (3) 〇地区及び〇町〇丁目住民約1700名は、直ちに爆発地点から風上方面へ遠ざかるよう誘導し、〇道、△道を使用して、一時避難場所へ避難させる。
- (4) 一時避難場所への避難は、原則として各住民の徒歩によるものとし、私有車両の使用は、要介護者及びその付き添いのみに限定する。
- (5) 爆発発生地点から半径500メートル以内を警戒区域に指定し、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- (6) 避難誘導の方法については、現場における警察、自衛隊、海上保安部等からの情報により適宜修正するものとする。

3 関係機関等の任務又は依頼する業務

- (1) 市対策本部
 - ア 避難実施要領の作成、伝達及び避難誘導の実施
 - イ 県対策本部、消防機関等及び公共機関等との避難及び輸送の実施に係わる連絡調整

- ウ 現地調整所の設置
- エ その他避難の実施に係わる事項
- (2) 消防本部・消防機関
 - ア 避難実施要領の伝達及び避難住民の誘導の実施
 - イ 避難連絡所及び救護所の設置
 - ウ その他避難実施に係わる対策本部長の依頼する事項
- (3) 警察署に依頼する業務
 - ア 避難誘導要領の伝達に関する支援
 - イ 避難住民の誘導に関する支援
- (4) 自衛隊に依頼する業務
 - ア 避難住民の避難誘導の支援、又は、状況に応ずる避難誘導の実施及び警戒・保護に関する事項
 - イ その他避難の実施に係わる対策本部長の依頼する事項
- (5) 指定公共機関等に依頼する業務
 - ア 避難指示及び避難実施要領の住民に対する伝達に関する協力
 - イ 避難住民の救護等支援に関する協力
 - ウ その他避難の実施に係わる対策本部長の依頼する協力

4 市の体制

- (1) 国の指定を受けて市長を本部長とする国民保護対策本部を設置し、県、関係市及び関係機関等との協力体制を確立する。
- (2) 防災行政無線による広報を実施するとともに、市職員を爆発地区周辺風上地域に派遣し、広報車両等により避難要領を迅速に周知させる。また、各地区一時避難場所、誘導経路等へ派遣し、避難住民の掌握等避難誘導に係わる業務及び現地における関係機関等との連絡調整に当たらせる。
- (3) 現地調整所を設置し、関係機関等との調整、情報の共有体制を構築する。

5 避難誘導要領

- (1) 爆発発生直近周辺地域100メートル以内及び風下の〇丁目の住民約300名については、直ちに屋内へ避難し、外気を遮断する措置をとるよう指示する。
- (2) 〇地区及び〇町〇丁目住民約1700名は、直ちに爆発地点から風上方面へ遠ざかるよう避難し、〇道、△道を使用して、一時避難場所へ避難する。
- (3) 一時避難場所への避難は、原則として各住民の徒歩によるものとし、私有車両の使用は、要介護者及びその付き添いのみに限定する。
- (4) 避難経路〇道、△道各所に連絡員として市職員及び救護班員を派遣し、避難誘導に

係わる連絡及び問い合わせへの対応等を実施させる。

また、関係機関の協力を得て、保有する車両や案内板を配備して避難住民の誘導に資するとともに、不安感等の発生を防止する。

- (5) 要避難地区の避難中及び避難後の警戒を警察に依頼する。
- (6) 現地調整所を設置し、関係機関等との調整、情報の共有体制を構築する。
現地調整所の設置基準は別紙第1のとおり。

- (7) 要避難地域、避難先の指定

避難地域		避難地域
○地区周辺・風下	爆発地点100メートル以内、○町	屋内避難
○○地区 約800名	○町一丁目 ○町二丁目	①小学校②中学校 ③小学校
△△地区 約900名	△町一丁目 △町二丁目	④高校⑤小学校 ⑥小学校⑦中学校

- (8) 輸送手段

省略

- (9) 誘導、警戒

住民の避難・誘導は、市職員、消防本部及び消防団により実施する。この際自主防災組織又は自治会等の協力を得るとともに必要に応じ、誘導経路上の主要箇所連絡所を設け、消防職員又は市職員を配置して、警戒に当たる警察等及び対策本部との連携並びに住民からの問い合わせ対応を実施する。

また、各連絡所へ救護班を派遣し、負傷者等の救護を実施する。

- (10) 避難要領の市民への伝達要領

ア 防災行政無線、市広報車、消防車両等による広報を実施するほか、あらゆる手段を用いて避難地域住民への避難要領について伝達・周知する。

イ 地区自治会長、自主防災組織の長、当該区域消防団長、警察署長等へ住民への伝達を依頼（FAX）する。

ウ 災害時要援護者等の事前登録者に対し、市担当職員を通じて避難実施要領を伝達するとともに、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領を通知（FAX）し、該当者に対する迅速・確実な伝達の徹底を図る。

エ 外国人に対しては、国際交流協会等の支援を得て、外国語堪能者を避難の伝達、連絡等の窓口として配置する。

- (11) 避難誘導の終了

避難誘導の終了時期は、別に示す。

6 避難誘導に係わる留意事項等

(1) 誘導を実施する職員等

- ア 消防団員を明示する服装、防災服又は腕章を着用し、立場を明確にするとともに、住民の理解を得るように努める。
- イ 沉着冷静に行動するとともに、明確に情報を提供する等、避難住民の不安を払拭して、規律を保った行動を呼びかけ、パニック等不測の事態を招かないように留意する。
- ウ 住民の中に体調の変化を訴える等、化学剤による障害と考えられる現象が発生していないか注意深く観察し、同現象と考えられる場合は、直ちに医療機関への搬送処置をとる。
- エ 服装、携行品等から不審者と判断する場合には、対策本部、消防吏員、警察官、海上保安官等に通報する。

(2) 避難住民

- 避難住民に対しては、避難の実施に際して次の事項を説明し、理解を得るように努める。
- ア 屋内避難者は、窓を閉め、空調機などの密閉措置をするとともにできるだけ2階の窓のない部屋の中央へ移動するよう促す。
 - イ 防災無線及びラジオテレビ等のメディアによる情報の聴取に努める。
 - ウ 屋外から避難した場合、汚染された衣服を脱ぎ密閉するとともに、手や顔等の露出部分をよく洗う。
 - エ 携行品は金銭、貴重品、身分証明証のほか必要最小限の非常持ち出し品とし、迅速・円滑な行動に支障をきたさないようにする。
 - オ 留守宅の戸締り、火気等の防災対策を確認する。
 - カ 誘導に当たるものの指示に従い、円滑な避難が実施されるよう努める。
 - キ 隣家、高齢者宅等と積極的に協力し、相互扶助に努める。
 - ク 体調の変調を感じた場合は、速やかに連絡員を通じて救護を受ける。

(3) 避難誘導に係わる安全の確保

- ア 誘導に係わる市職員、消防吏員等及び避難地域各所に配置する市職員に対しては二次災害が発生しないよう、関係機関等から収集する最新の情報を提供する。
- イ 特に、災害の沈静化していない地域や汚染された地域は、専門的装備を有する他の機関に誘導を要請する等の処置により、安全措置を講ずる。
- ウ 誘導を実施する職員等に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

7 各部の役割

- (1) 職員派遣計画及び市国民保護計画に示された事項のほか、地域防災計画に示された災害対策本部の組織及び分掌事務並びに災害対策本部運営要綱に示された災対部・支部の分掌事務を準用する。
- (2) 職員派遣基準
別紙第2のとおり。

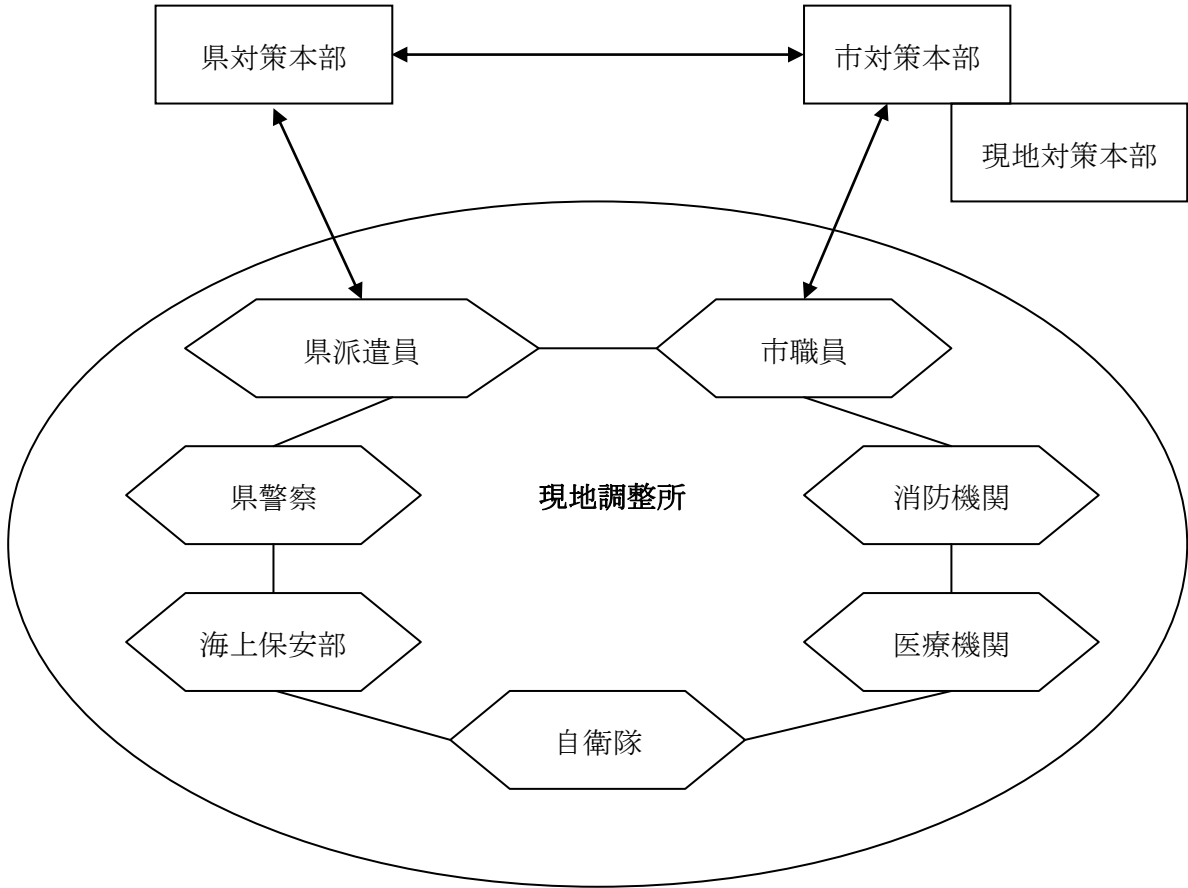
8 避難先における支援処置

- (1) 避難所の設置・運営
各避難先へ2名の市職員を派遣して、避難住民の掌握及び支援に係わる事項を実施させるほか、市防災計画に示す避難所の設置・運営計画を準用する。
- (2) 避難住民に対する支援
食料及び飲料水等当面の生活に関する支援を実施するとともに、状況に応じ県対策本部と調整のうえ、事後の支援処置について検討する。
- (3) 避難所における除染
医療機関等による、除染班を設置し、体調に変調をきたした住民等が発生した場合に避難者に対する除染措置を実施する。

9 その他

- (1) 事態の沈静化に伴い逐次周辺住民の避難を実施する。この際、化学剤の残存性を考慮し、医療班を同行し、住民の安全迅速な避難及び救護に努めるものとする。
- (2) 化学剤の特性を迅速に把握するため、医療機関との連携を密にするとともに、化学剤特定後の対処措置について県及び関係機関等との協力を強化する。

現地調整所の設置基準



職員派遣基準

担当部	派遣職員数	派遣先	業務内容
総務部	1 名	現地調整所	現地調整所の設置及び関係機関等との現地調整に関する事項
	4 名	避難連絡所	避難誘導に関する問い合わせ対応（必要に応じ設置した場合）
福祉部	2 名	□□老人施設	社会福祉協議会との施設老人避難に係わる連携
	1 4 名 (各 2 名)	各避難所	避難所の運営
健康部	4 名 (各 1 名)	4 個救護所	負傷者等への救護
企画部、 生活環境部、 教育部、 建設部、 産業部	各 5 名 (計 2 5 名)	各避難所	避難住民支援
消防団	所要人数	〇〇地区、△△ 地区及び誘導経 路	避難場所への経路上における避難住民の誘導

石油等危険物備蓄施設に対する破壊攻撃の場合

避難実施要領（例）

石巻市長

平成〇年〇月〇日

1 事態の状況

- (1) 国の対策本部長は、武装工作員による〇〇石油備蓄施設への侵入、攻撃のおそれがあり、同施設の爆発、有毒ガス等の発生による甚大な被害が予想されるため警報を発令し、周辺地区の石巻市〇〇町の地域及びその風下となる〇〇町一丁目、二丁目を要避難地域とする避難措置の指示を発令した。
- (2) 宮城県知事は、同指示に基づき避難の指示（別添）を発令した。
- (3) 市町は、同指示に基づき直ちに警報を発令し、要避難地区住民に対し避難の指示を伝達するとともに、対策本部を設置して、関係機関等との連携による避難・誘導にかかわる体制を構築した。

2 避難誘導の全般的方針

- (1) 市は、対策本部を設置するとともに、爆発、及び有毒ガスによる被害を防止する予防措置として〇〇地区の住民約1000名を迅速に避難させる。
- (2) 備蓄施設の周辺地域100メートル以内及び風下の〇丁目の住民約300名については、直ちに風上1キロメートル以遠の風上地域の避難所へ〇道、△道を使用して、避難するよう指示する。
- (3) 〇地区及び〇町〇丁目住民約700名は、武装工作員の排除が完了するまでの間屋外における活動を中止し、屋内に留まるとともに、有毒ガスの侵入を阻止するため、窓等を閉めテープ等により密閉措置を講ずるよう指示する。
- (4) 一時避難場所への避難は原則として各住民の徒歩によるものとし、私有車両の使用は、要介護者及びその付き添いのみに限定する。
- (5) 避難誘導の方法については、現場における警察、自衛隊、海上保安部等からの情報により適宜修正するものとする。

3 関係機関等の任務又は依頼する業務

- (1) 市
 - ア 避難実施要領の作成、伝達及び避難誘導の実施
 - イ 県対策本部、消防機関等及び警察等との避難の実施に係わる連絡調整

- ウ 現地調整所の設置
- エ その他避難の実施に係わる事項
- (2) 消防本部・消防機関
 - ア 武力攻撃災害の防除
 - イ 避難実施要領の伝達及び避難住民の誘導の実施
 - ウ 避難連絡所及び救護所の設置
 - エ その他避難実施に係わる対策本部長の依頼する事項又は命ずる事項
- (3) 警察署に依頼する業務
 - ア 警報、避難の指示等の伝達に関する支援
 - イ 避難住民の誘導に関する支援
- (4) 自衛隊に依頼する業務
 - ア 避難住民の避難誘導の支援及び警戒・保護に関する事項
 - イ その他避難の実施に係わる対策本部長の依頼する事項
- (5) 指定公共機関等に依頼する業務
 - ア 避難指示及び避難実施要領の住民に対する伝達に関する協力
 - イ 避難住民の救護等支援に関する協力
 - ウ その他避難の実施に係わる対策本部長の依頼する協力

4 避難誘導要領

- (1) 市の体制
 - ア 市長を本部長とする対策本部を設置し、住民の避難誘導を実施する。
 - イ 職員の派遣
 - 〇〇地区へ職員を派遣し、避難誘導に係わる関係機関等との調整を実施させるため現地調整所を設置する。
 - ウ 警戒区域の設定
 - 〇日 1 3 時から別示するまでの間、〇石油コンビナート周辺 1 キロメートル以内の区域を警戒区域とし、警察、自衛隊及び災害防除に係わる消防関係者等以外の入域を禁止する。
- (2) 避難誘導の方法
 - ア 〇日 1 1 時以降、〇〇地区住民約 3 0 0 名の避難を開始し、〇道及び〇道を避難経路として、〇地区小学校へ徒歩により避難させるものとする。
 - イ 移動に障害のある要援護者及び付き添いは、私有車両による移動を認めるものとし、〇〇養護老人施設の入居者 3 0 名は、同施設車両及び市のマイクロバスによる移動とする。
 - ウ 避難経路上に〇地点、△地点に連絡所及び救護所を設置し、避難住民の誘導支援

並びに負傷者等の救護を実施させる。

エ 避難経路上各所に市広報車両及び消防車両を配置し、避難誘導支援を実施させる。

オ 避難実施間及び避難後における要避難地域の警察による警戒を依頼する。

(3) 避難誘導の終了

〇〇地区住民の避難誘導を13時までに完了させる。

(4) 避難実施要領の市民への伝達要領

ア 防災行政無線、市広報車、消防車両等による広報を実施するほか、あらゆる手段を用いて避難地域住民への避難要領について伝達・周知する。

イ 地区自治会長、自主防災組織の長、当該区域消防団長、警察署長等へ住民への伝達を依頼（FAX）する。

ウ 災害時要援護者等の事前登録者に対し、市担当職員を通じて避難実施要領を伝達するとともに、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領を通知（FAX）し、該当者に対する迅速・確実な伝達の徹底を図る。

エ 外国人に対しては、国際交流協会等の支援を得て、外国語堪能者を避難の伝達、連絡等の窓口として配置する。

(5) 避難誘導の留意事項

省略

(6) 避難誘導に係わる安全の確保

省略

5 各部の役割

(1) 職員派遣計画のほか、市防災計画に示された災害対策本部の組織及び分掌事務並びに災害対策本部運営要綱に示された災対部・支部の分掌事務を準用する。

(2) 職員派遣基準

別紙(省略)のとおり。

6 避難先における支援処置

(1) 避難所の設置・運営

各避難先へ2名の市職員を派遣して、避難住民の掌握及び支援に係わる事項を実施させるほか、地域防災計画に示す避難所の設置・運営計画を準用する。

(2) 避難住民に対する支援

食料及び飲料水等当面の生活に関する支援を実施するとともに、状況に応じ県対策本部と調整のうえ、事後の支援処置について検討する。

7 その他
省略

3 弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領

石巻市長

平成〇年〇月〇日

1 事態の状況

わが国に対し、〇〇国の弾道ミサイルによる攻撃が差し迫っている事態に鑑み、政府及び県は国民に対する警報を発令し、避難を指示した。これに伴い石巻市長は国民保護対策本部を設置するとともに市民に対し、弾道ミサイルが石巻市に着弾する可能性を考慮して、警戒及び避難実施の指示を行った。

2 警戒及び市民の避難誘導に係わる方針

(1) 弾道ミサイル攻撃に対する警戒措置

弾道ミサイルの目標を事前に特定することが困難なため、市対策本部は県及び関係機関等とのミサイル発射情報の収集及び事後の措置に係わる連携体制を強化するとともに、市民に対し今後の市対策本部による関連情報のほか各種メディアを通じて発出される情報について、聴取に努めるほか無用の外出を控えるよう広報する。

(2) 避難誘導措置

弾道ミサイルが実際に発射された場合に市民が迅速に対応できるよう、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにとるべき行動について、周知する。

3 市の体制

(1) 対策本部の設置等

国民保護対策本部を設置し、県及び関係機関との連絡体制を確立するとともにメディアを含むあらゆる手段により、関連情報の収集並びに警報に伴う市民の行動要領について消防機関及び自治会組織等と連携し、市民への周知を図る。

(2) 二次災害防止体制

ミサイル着弾に伴う災害の発生に備え、市職員及び消防機関への出動準備を指示するとともに、二次災害の発生を防止する体制について関係機関との連携を図る。

4 避難誘導の方法

(1) 弾道ミサイルが発射され、石巻市が着弾地域に含まれる場合においては、防災行政無線を最大音量で吹鳴し、住民に警報の発令を周知させる。

(2) 市職員、消防関係者によるほか、あらゆる手段により、市民への警報及び避難の指示を迅速に伝達する。

(3) 警報の発令以後、平常時から周知しておく以下の行動を市民が迅速に実施できるよう広報・周知に努める。

ア 近傍の屋内（コンクリートの堅ろうな建物が望ましい）中央部に避難する。

イ エアコンや換気扇を停止してテープで目張りする等できるだけ外気と遮断された状態とする。

ウ 車両内にある市民は、車両を道路外の場所、やむを得ず道路上に駐車する場合は、緊急車両の通行の妨げとならないよう道路の左側端に駐車して避難する。

エ 外出先における場合は、地下街又は大規模集客施設の地下に避難するか、止むを得ない場合は、ガラス張りの建築物の下を避けて近傍の遮へい物の陰に避難する。

オ 一人住まいの要援護者等、避難のための措置に支援を必要とする市民には、避難援護者支援ネットワーク等の組織による迅速な避難援助を実施する。

カ 近くで着弾音を聞いた場合、また、ミサイルの着弾を確認した場合には、当該現場からできるだけ風上方向へ遠ざかるとともに、市又は消防機関、警察等に通報する。

(4) 避難実施状況の確認

職員、消防関係者及び警察等による警報の伝達時並びに自治会組織等より市民の避難状況を確認するとともに、避難未実施の市民には、迅速に避難行動をとるよう通知する。

(5) 安全の確保

ア 警報の伝達及び避難誘導を実施する職員並びに関係者に対しては、特殊標章を装着させるとともに身分証明書を交付して必ず携行させる。

また、警報音の吹鳴に際しては、可能な限り避難を実施するよう指導し、被害の防止を図る。

イ 避難誘導を実施する職員等に対し関係機関等から収集した最新の情報を提供するとともに、ミサイル弾頭にNBC兵器使用の兆候が見られた場合には専門の対処装備を保有する機関等に出動を要請する。

5 避難誘導の終了

事態の状況に応じて、対策本部長が別に示す。

6 避難誘導に係わる留意事項

省略

7 各部の役割

対策本部における情報収集体制の強化及びミサイルの着弾に伴い発生が予想される

災害に対して、地域防災計画に示す各部の分掌事務に準じた災害対応の準備態勢に移行するほか別に示す。

- 8 その他必要事項
省略

4 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻や、その前提として行われる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の情報に基づく準備が可能と予想される一方、国民保護措置を講ずる範囲が広範となり、国全体としての総合的な調整が必要となることから、国の総合的な方針を待って県が示す避難措置に基づき避難を行うこととする。

このため、平素において大規模な侵略事態を想定した具体的な対応については定めることはしない。

一方、離島における避難については、全住民の島外への避難を前提に避難要領を策定する必要がある。この場合の離島からの輸送手段及び避難先については、前述のとおり県の指示を待つことが基本となるため、島内における住民の運送拠点となる港湾までの移動及びその準備が措置の中心となる。

避難実施要領（離島からの避難の例）

石巻市長

平成〇年〇月〇日

1 事態の状況

- (1) 国の対策本部長は、〇〇島に対する武装工作員による侵攻の可能性を考慮し、警報を発令して、〇〇島の全地域を要避難地域とし、全住民を船舶により島外へ避難させるとした避難措置の指示を行った。
- (2) 宮城県知事は、同指示に基づき避難の指示（別添省略）を発令した。
- (3) 市長は、同指示に基づき直ちに警報を発令し、〇〇島全住民に対し避難の指示を伝達するとともに、対策本部を設置して、関係機関等との連携による避難・誘導にかかわる体制を構築した。

2 避難誘導の全般的方針

- (1) 市は、対策本部を設置し、県及び関係機関等との協力のもと、〇〇島全住民約630名を、当初民間船舶により、島外へ避難させ、△港上陸以後は県計画によりA市へ避難させる。
- (2) 島外への住民の輸送は、〇〇汽船及び△観光の協力を得て、〇港から実施するものとし、住民の輸送開始期日は〇月〇日10時とする。
- (3) 避難誘導の方法については、現場における警察、自衛隊、海上保安部等からの情報により適宜修正するものとする。

3 関係機関等の任務又は依頼する業務

- (1) 市対策本部
 - ア 避難指示の伝達及び避難誘導の実施
 - イ 県対策本部、消防機関等及び公共機関等との避難及び輸送の実施に係わる連絡調整
 - ウ 現地調整所の設置
 - エ その他避難の実施に係わる事項
- (2) 消防本部・消防団
 - ア 避難実施要領の伝達及び避難住民の誘導の実施
 - イ 避難連絡所及び救護所の設置
 - ウ その他避難実施に係わる対策本部長の依頼する事項又は命じる事項
- (3) 警察署に依頼する業務
 - ア 警報、避難の指示等の伝達に関する支援
 - イ 避難住民の誘導に関する支援
- (4) 指定公共機関等に依頼する業務
 - ア 避難指示及び避難実施要領の住民に対する伝達に関する協力
 - イ 避難住民の救護等支援に関する協力
 - ウ その他避難の実施に係わる対策本部長の依頼する協力

4 避難誘導要領

- (1) ○地区住民約200名及び△地区住民約430名を、同日10時及び12時までに○港へ誘導する。
- (2) 住民の運送開始時刻
 - ア ○地区200名： ○月○日 11時30分○○汽船及び△観光旅客船
 - イ △地区430名： ○月○日 13時30分○○汽船及び△観光旅客船
15時30分○○汽船及び△観光旅客船
- (3) ○港への集合は原則として各住民の徒歩によるものとし、私有車両の使用は、要介護者及びその付き添いのみに限定する。
- (4) 避難の実施に当たっては、各地区からの避難経路へ市職員及び消防団員を派遣し、避難住民の掌握等避難誘導に係わる業務及び現地における関係機関等との連絡調整に当たらせる。
この際、残留者の有無について確認するものとする。
- (5) 避難経路○道、△道中間点に連絡所を設置し、市職員及び救護員を派遣して、避難誘導に係わる連絡及び問い合わせへの対応等を実施させる。
また、関係機関の協力を得て、保有する車両や案内板を配備して避難住民の誘導に資するとともに、不安感等の発生を防止する。
- (6) 要避難地区の避難中及び避難後の警戒を警察機関に依頼する。

- (7) 現地調整所を設置し、関係機関等との調整、情報の共有体制を構築する。
現地調整所の設置基準は別紙第1(省略)のとおり。
- (8) 避難誘導の終了
全住民の〇島からの避難は、同日18時までに完了させることを目途とする。

5 避難実施要領の市民への伝達要領

- (1) 防災行政無線、市広報車、消防車両による伝達を実施するほか、あらゆる手段を用いて避難地域住民への避難要領について伝達・周知する。
- (2) 地区自治会長、自主防災組織の長、当該区域消防団長、警察署長等へ住民への伝達を依頼(FAX)する。
- (3) 災害時要援護者等の事前登録者に対し、市担当職員を通じて避難実施要領を伝達するとともに、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領を通知(FAX)し、該当者に対する迅速・確実な伝達の徹底を図る。
- (4) 外国人に対しては、国際交流協会等の支援を得て、外国語堪能者を避難の伝達、連絡等の窓口として配置する。

6 避難誘導の留意事項

省略

7 避難誘導に係わる安全の確保

省略

8 各部の役割

- (1) 職員派遣計画のほか、市国民保護計画に示された市対策本部の組織及び分掌事務並びに地域防災計画に示された災対部・支部の分掌事務を準用する。
- (2) 職員派遣計画
別紙第2のとおり。

9 避難先における支援処置

避難所の設置・運営については、避難先へ市職員を派遣して、A市避難担当者との調整、住民の掌握及び支援に係わる事項を実施させるほか、A市との調整による。

10 その他

省略

職員派遣計画

担当部	派遣職員数	派遣先	業務内容
総務部	1 名	現地調整所	現地調整所の設置及び関係機関等との現地調整に関する事項
福祉部	2 名	□□老人施設	社会福祉協議会との施設老人避難に係わる連携
	4 名	A 市避難所	避難所の運営支援
〇〇総合支所	4 名	〇港	乗船人員の掌握誘導支援
	各 2 名 (計 4 名)	〇道、△道連絡所	誘導調整、問い合わせ対応
消防団	所要人数	〇〇地区、△△地区及び誘導経路	〇港への経路上における避難住民の誘導及び連絡所における救護等